

広島県告示第五百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和四年七月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和四年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三三四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市東城町小奴可字要害五一八七番一地从 から 庄原市東城町小奴可字要害五一八六番五地先 まで			一八・〇〇 〇〇	五九・〇〇	
	三 一 ・ 六 〇 〇			五九・〇〇	拡幅
	三 八 ・ 〇 〇				